

平成30年4月26日

## 第34回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第34回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成30年4月26日(木) 午後3時30分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定  
について (所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更(用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~)  
申し出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について
- 議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について
- 議案第 6 号 農地法第4条の規定による届出について
- 議案第 7 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 諏訪園 一行	2 番 今村 秀一	3 番 岡元 和人
<del>4 番 高田 千ヨ子</del>	5 番 野元 辰雄	6 番 南 耕太郎
7 番 上野 虎徳	8 番 上西園 隆	9 番 前川 祐子
10 番 吉村 重則	11 番 石神 一男	12 番 松下 芳子
13 番 西村 圭史	14 番 中川 久雄	15 番 下吉 一郎
16 番 蓑田 六雄	17 番 井元 伸明	18 番 欠員
19 番 山中 賢治	20 番 田中 健一	21 番 西森 清次
22 番 吉永 鶴男	23 番 菱田 康彦	24 番 下拂 章二
25 番 松木 茂久	26 番 井元 清八郎	27 番 徳留 清幸
28 番 井手 三徳	29 番 濱田 隆志	30 番 坂元 一彦
31 番 西山 昭二	32 番 前原 干城	

1 小委員長

32 番 前原 干城

1 欠席委員

4 番 高田 千ヨ子

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

富永 敏尚

堀之内 秀一郎

福岡 美恵子

前田 昭市

小吉 建治

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後 3 時 30 分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第34回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「8番委員」と「9番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号1の取下げの理由につきましては、本件は売渡希望で申し出がされましたが、農地法第3条の規定による買受希望者が現れたためです。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをご覧ください。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、第1号議案7件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から番号7については、お目通しください。</p>



議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

27番委員

番号1番と2番につきまして、4月17日に、私と19番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、自営業を行いながら、少しずつ農業を行ってききましたが、今回利用権設定をし、30aを超えることから、新規就農者となりました。

オクラ15a、スナップ8aを栽培し、目標年間販売高は約200万円を目指しております。

申請人は、もともと内装業を営んでいましたが、最近では継続して仕事がないことから、今回、夫婦で本格的に農業に取り組むことになりました。

既に、自己所有の農機具もあり、機械の操作等の問題もありません。

また、今後農業の合間に内装業を行いながら、少しずつ規模拡大を図っていきたいとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しておりますので、ご参照ください。

議長

ただいま、担当委員の、報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番から17番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

13番委員

3番ですが、5畝の畑で約[REDACTED]の賃借料ですが、ハウスが建っているとか、何かあるんでしょうか。

事務局           この農地には、ハウスが建っているの、一反当たり [REDACTED] と高い金額になっています。

議長  
委員  
議長           ほかにございませんか。  
                  「なし」の声あり。

委員  
議長           議案第1号のうち、利用権設定分の3番から17番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員  
議長           「異議なし」の声あり。  
                  ご異議なしと認めます。  
                  よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から17番については原案のとおり承認することに決定いたします。

                  次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

                  これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長       議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、4月12日の転用調査時に、私と、24番、31番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

                  申請に基づき、1番から6番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

                  1番から3番は売買、4番から6番は贈与による申請でございます。4番と6番は兄弟への贈与、5番は子への贈与です。

                  申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

                  以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

                  最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の1ページから21ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長           現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第2号について、ご審議願います。

                  ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長           「なし」の声あり。  
                  議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、牛舎及び農業用倉庫です。

資料の12ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ790m行った農用地区域内農地で、東と西は農業用施設、南は県道、北は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

申請人は、市内の農家で、長年畜産を営んでおりますが、既存施設がある4筆の農地の内、牛舎と農業用倉庫の一部がかかっている1筆が、用途区分変更されていないことが判明し、今回申請されたもので、始末書が提出されております。

なお、申請地は、既存施設に隣接する農地であり、周囲の農地に与える影響は軽微なもので、一般基準上の問題も特に認められなかったことから小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請者、土地の所在地、地目面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は、農家住宅です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ290m行った農地で、西は市道それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、市内の農家で、現在妻の実家に同居しておりますが、今回自己所有の申請地に、新たに農家住宅と倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席確認)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請者、土地の所在地、地目面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、通路及び駐車場です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、                    から南へ215m行った農地で、東は水路、西と北は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、養鰻業を営む法人で、今回申請地を取得し、既存の養殖場への新たな進入路と社員用の駐車場を増設する計画であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、                    から南西へ170m行った農地で、東は原野、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、通路です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、                    から南へ250m行った農地で、東は水路、西

は市道，南は里道，北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については，第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は，自己所有の太陽光発電施設への進入路である里道が狭いことから，今回申請地を取得し，道路用地として整備する計画です。

土地の形状については現状で，土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく，周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また，一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが，転用目的は，山林です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は，                    から西へ約600m行った農地で，2筆とも雑種地と山林に接しています。

農地区分・許可事項については，第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は，医療法人の管理運営を行う法人で，既存の病院と介護施設に近い申請地を取得し，高齢者の憩いの場となるように，今回施設内にある桜数十本を移植する計画であります。

土地の形状については現状で，土留工事を行う予定です。申請地は，山すそに位置し，周囲に農地もないことから，営農への影響は軽微なものと判断されます。

また，一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが，転用目的は，貸駐車場です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は，                    から北へ30m行った農地で，東は雑種地，西と南は市道，北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については，都市計画法に規定される，用途が定められている区域にある農地であることから，第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は，土地等の賃貸業を営んでおりますが，今回医療施設や商業施設が周辺にある申請地を取得し，貸駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については現状で，土留工事を行う予定です。周囲には農地もなく，構造物の建設もないことから，営農への影響は軽微なものと判断されます。

また，一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが，転用目的は，駐車場です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ70m行った農地で、東は水路及び雑種地、西は水路、南は里道、北は田に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、市内で病院等を経営する医療法人で、今回既存の駐車場が手狭になったことから、隣接する申請地を取得し、18台分の駐車場を増設する計画であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺の田は、葦が生い茂って耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

16番委員 確認ですが、1番の駐車場は、ボーリングがしてありますか。

32番委員 いいえ、ここはボーリングはしていません。ボーリングがしてあるのは下の方になります。

16番委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 「農地法第4条の規定による届出」についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 議案第6号 農地法第4条の規定による届出について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示し

のとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ840m行った農地で、東と北は畑西は用悪水路、南は農業用施設及び公衆用道路に接しています。

農地区分、許可事項については、平成29年12月1日付で、用途区分変更がなされた農用区域内の農業用施設用地です。

計画概要につきましては、4,626㎡のうち192㎡を農業用施設用地として利用する計画ですが、農業振興に資する施設であり、現況からも周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第6号について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

5番委員 これは、何年か前に私は調査に行ったような気がするのですが。

15番委員 5番委員が言われたように、昨年でしたかね。用途区分変更があり調査に行ったので、説明の必要があるかなと思っていたところです。

事務局 最初の調査は用途区分変更の申請の時に行かれた調査で、用途区分変更が終わりまして、今回、農業用倉庫を正式に建てることになり、申請があったものです。

議長 ほかにございませんか。

8番委員 異議ではないのですが、これは4,626㎡の一枚畑ですか。その畑の192㎡に倉庫を建てた場合、農地の地目は何になりますか。

事務局 倉庫が建っている所は、農業用施設用地として、畑とは別に課税がされることになります。

8番委員 その場合には、分筆はしなくてもいいのですか。

事務局 そうですね。登記上は畑です。課税上は農業用施設用地と畑と別々になるということです。

8番委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

事務局

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地あっせん申し出についてを議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

それでは、議案書の19ページをご覧ください。

議案第7号 農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明いたします。

今月は、売渡申出4件、貸付申出1件の合計5件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の30ページと31ページになります。

番号2から番号5につきましては、お目通しください。

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の32ページから45ページとなりますので、ご参照ください。

それでは、21ページをご覧ください。

続きまして、議案第7号 農用地あっせん申し出の買受・借受希望をご説明いたします。

今月は、買受申出2件、借受申出1件の合計3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2と番号3につきましては、お目通しください。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

6番委員

3番についてですが、詳細を教えてください。

事務局

21ページの借受申し出で申請をされた、                    さんですが、直接農業委員会を訪れまして、これから農業を始めたいとのことでありました。農地法上の制度等をご理解いただいた上で、ご本人が徐々に規模を拡大して3,000㎡を目標に農業を始めたいとのことでしたので、あっせんの申し出を受付けました。

今のお住いは                    地区で、                    の近辺になります。お住いの事を考えると十町地区、十二町地区方面が一番いいだろうと思っています。当然畑かん地区でなくても、狭小な農地でもいいということです。また、西方地区なら、畑かんの農地を探して欲しいとのことで、受付けました。

議長

ほかにございませんか。

20番委員

3番の方の経歴は                    とありますが、今も                    ですか。                    でもありますよね。                    をしながら、年間150日以上 of 農作業を出来る

のでしょうか。機械もお持ちでしょうか。その辺は調査されて提案されているとは思いますがどうでしょうか。

事務局

職業につきましては、[ ]に確認をしましたところ、[ ]が把握している現状は[ ]である旨の返事をいただいています。ここは再度、確認をしたいと思います。

3, 000㎡以上で、年間の農業従事日数の150日以上をクリアして初めて農家としての位置づけはもらえるけれども、[ ]との話の中で規模拡大を図っていきたいとお気持ちが強かったです。仮に[ ]が忙しく、思っていたより農業は大変であることを実感されたとした場合に従事日数が100日であったとしても、第2種兼業農家の位置付けでよろしいかと思います。

ただ、権利取得に関しては、農業委員会に届けるようになっていきますので、その時は、臨機応変に対応したいと思います。

議長

ほかにごいませんか。

20番委員

休憩をお願いします。

議長

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引続き審議を再開いたします。

ほかにごいませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いいたします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、記載方をよろしくをお願いいたします。

19ページから20ページ(売渡, 貸付)

番号1は 1番委員と 4番委員。

番号2は11番委員と14番委員。

番号3は12番委員と 6番委員。

番号4は 2番委員と22番委員。

番号5は23番委員と29番委員。

21ページ(買受, 借受)

番号1は32番委員と 9番委員。

番号2は 2番委員と22番委員。

番号3は 十町, 十二町方面を27番委員。

西方地区を32番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第7号については、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他(議案22ページを参照して説明)

1. 一時使用届出について
2. 4月の行事報告
3. 5月の行事予定等
4. その他

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集状況について

(2) 農業委員会事務局職員連絡網について

議長

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第34回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後5時01分)

指宿市農業委員会会長

諏訪園 一行

議事録署名委員8番委員

議事録署名委員9番委員